

平成23年 第10回 産炭地域振興・エネルギー問題調査特別委員会会議録

平成23年10月26日（水曜日） 於 第1委員会室

出席委員

委員長	齊藤博	委員	千葉英守
副委員長	高木宏壽		村田憲俊
委員	笠井龍司		池本柳次
	向井昭彦		遠藤連
	吉井透		久保雅司
	田中芳憲		加藤礼一
	橋本豊行		星野高志
	大河昭彦		
	大崎誠子		

委員外議員 山崎泉 真下紀子

出席参考人

北海道電力株式会社

取締役社長	佐藤佳孝	総務部	大野浩
常務取締役	高橋賢友	電源立地部	後藤雅春
理事原子力部長	阪井一郎	企画部	佐々木孝浩
総務部長	平野健司		
電源立地部長	濱谷將人		

出席説明員

経済部

経済部長	坂口収	環境・エネルギー室参事	金山哲
経済部次長	大崎政仁	環境・エネルギー室参事	梅辻賢二
産業振興局長	野原直彦	環境・エネルギー室参事	村田保弘
産業振興局環境・エネルギー室長	竹内秀幸	環境・エネルギー室参事	倉本博史
総務課長	福迫均		
総務課企画調整担当課長	松浦豊		

総務部

総務部長	立川宏	原子力安全対策課長	橋本彰人
危機管理監	寺山朗	原子力安全対策課長	勝木雅嗣
原子力安全対策担当局長	池田二郎	行政改革局参事	渡辺明彦
調査担当局長	佐藤嘉大		

議会事務局職員出席者

議事課主査 瀧澤博文

(前段省略)

○星野委員 民主党・道民連合の星野高志と申します。よろしくお願ひいたします。

まずお伺ひします。

佐藤社長、あなたは、偽計業務妨害罪について、どのような知識をお持ちですか。さらにまた、今回の一連の不正行為が、この罪に抵触するとはお考えにならないのでしょうか、伺ひます。

○斉藤委員長 取締役社長佐藤佳孝さん。

○佐藤参考人 申しわけないのですが、そういう知識は持ちあわせておりません。

○星野委員 以前、京大でしたか——阪井部長も京大だと思ひますけれども、京大の入試に当たって、爆破予告をする。これは京大の試験という業務を妨害することを目的とした行為ということで、メール発信者は特定され、1年以下の禁錮または100万円以下の罰金だったと思ひますけれども、あるいは両方とも課せられますが、成立しています。

つまり、ある特定の企業なり行政庁が、ある目的を持って業務を遂行しようとするときに、それを故意的に妨害しようとする行為、それに対する罰則です。いかがですか、今回のいろんな経緯は、これに抵触するとお考えになりませんか。

○佐藤参考人 私は、法律の専門家ではないで、そういうことにはお答えしかねます。わかりません。

○星野委員 私が今申し上げたのは、まさに週刊誌的な知識というか、レベルの話をしたままで、法律的な議論をするつもりは私も毛頭ありません。

今回の報告書を拝見する限り、先ほど私が申し上げましたように、この罪が成立するためには二つの要件があると言われておりますが、一つは、その妨害の対象になったものが業務であったのかどうなのか、それから、その妨害行為が故意性を持っていたのか、つまり、組織的な、あるいは意識的なものであったのかどうかという二つが要件になっております。

社長、御存じないはずはないのですよ。九州電力のやらせ問題で、偽計業務妨害問題があちこちで話題になっていますから。聞いたことはありませんか。

○斉藤委員長 総務部企業行動室担当部長大野浩さん。

○大野参考人 ただいまの偽計業務妨害ということに関してお答えをさせていただきます。

本第三者委員会の報告におきまして、不適切な行為という形で評価をされておりますけれども、それ以上のものの評価はされていない。私どもとしては、この評価書を受け入れたいというふうに思っています。

私どもの立場から、偽計業務妨害云々のことにつきましては、コメントは控えたいというふうに思っております。

○星野委員 私が今ここで、冒頭に申し上げているのは、ある意味が実はあります。仮に、私が言いましたように——それは裁判所が判断をするものですが、しかし、成立要件が整っていれば、警察は、だれかが告発すれば、当然、動き出すことになります。

そうすると、仮に、どなたかが、今回の行為を偽計業務妨害で告発をしたと、訴訟が始

まった場合には、きょうのこの質疑というものは証拠として請求される可能性があります。きょうは、百条委員会ではありませんから、偽証云々をめぐっては何もペナルティーはありませんけれども、訴訟が始まって、証拠として、きょうの議事録が請求された場合には、仮にそこで虚偽の発言があったということが認められた場合には、今度は偽証罪が適用されることとなりますので、そのあたりを念頭に置いて、きょうのこれからの質疑を行ってまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○大野参考人 そのことについては、コメントは控えたいと思います。

○星野委員 私が申し上げたとおり、老婆心ながら申し上げましたので、しっかり念頭に置いて質疑をしてまいりたいと思います。

まず、不正工作の実態についてであります。

報告書は、上層部とのかかわりについて結論を出しておりません。これでは全容の解明になっていないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○斉藤委員長 常務取締役高橋賢友さん。

○高橋参考人 私どもは、国に対して誤った報告をしたということを重く受けとめまして、社内調査では限界があるということから、社外の有識者に判断をゆだねまして、第三者委員会というものを立ち上げたということでもあります。

ですから、そういった重い思いで第三者委員会のほうに調査をゆだねたということでありまして、この結果について、全面的に受け入れ、再発防止策に今後取り組んで、道民の信頼の回復に努めてまいりたい、そのように考えております。

事実については、この報告書にすべて書かれているということでございます。これを踏まえて、今後、取り組んでいくということでございます。

○星野委員 事実については、この報告書に書いてあるとおりですと言われますと、疑いは濃厚だけれども、特定できないと。これは、事実ではなくて、彼らの限界を書いただけのことですので、ちょっと、今のお話は受け入れがたいのですが、佐藤社長、申しわけありませんが、会見などでも、先ほども、自分がかかわらないという御発言でしたけれども、先ほど、私が老婆心ながら、きょうの委員会の位置づけを申し上げましたけれども、それを踏まえても、560万道民を代表する議会の場で、自分は一切かかわっていないと断言できるでしょうか。お願いします。

○佐藤参考人 私は、いかなるとき、いかなる場所で発言をしたこと、すべて責任があると思っております。

ですから、同じことを2度言うつもりはございません。

○星野委員 はい、わかりました。

報告書の中では、電源立地部長の関与の疑いが濃厚としながらも、具体的関与の事実は特定できなかったとしています。

社長は、今おっしゃられましたけれども、どこで発言しようと、それは責任を持つとおっしゃられました。会見の中でも、第三者委員会の調査に全面的に協力をするということでした。

電源立地部長——既に退職をしている方でありましてけれども、この電源立地部長にすべてを正直に発言するよう求めるべきだったと思いますけれども、それはされましたか。

○高橋参考人 私からお答えいたします。

今回の調査委員会の調査を受けた者に対しましては、調査を受ける前に、社長から、全面的に協力をするようにということで指示を出しております。そういった意味では、全員、協力をしたというふうに考えております。

以上でございます。

○星野委員 非常に不思議なのです。2000年のとき——今から11年、12年前の話で、記憶になかったとか、昔のことなのでというのであれば、それは、うやむやなこともあるでしょう。

しかし、今回の、この電源立地部長の指示が濃厚であったが、証拠がなかったと。これは、あなたが指示したのですか、それとも、上司から聞かれたのですかというふうに、すごいシンプルなヒアリングを第三者委員会から受けたと思うのですが、にもかかわらず、結果が出てこないというのは、どうお考えですか。

○高橋参考人 当時の調査の方法でございますけれども、調査委員会の委員から、メモとかメールの一つ一つを提示を受けて、それについて、覚えているかどうかを確認されたというふうに聞いております。

見たかもしれないけれども、明確に覚えていない、明確ではない場合、記憶にないというふうに答えたというふうに聞いております。

こういったことから、私のほうから、関係者のほうに指示をしまして、一つ一つの記憶ではなくて、当時、どういう行動をしたのか、思い起こして、知っていることはすべてお話し下さい、そういうことでお話を申し上げておまして、協力をしたつもりでございます。

○星野委員 先ほど、遠藤委員からの質問にもありましたが、報告書に出てくる3名の方、お一方は、当時原子力部長で、現在は常務の酒井さんです。きょうは、どうして出席できなかったのでしょうか。

○高橋参考人 現在、社長の代役で海外出張中でございます。

○星野委員 その海外出張というのはいつ決まったのですか。

○佐藤参考人 早い時期から——実は、電力のいろんな国際会議というのは、それぞれ持ち回りで役割を持ってやっております。私は、ことしから、電事連の副会長ということをやっております。これは代役で、かわりに行ってもらっています。

それから、今回は、中国の深圳というところで、WANOという原子力の会議があります。これも、私が出なきゃならないことになっていたのですけれども、今回、こういうことがありましたので、そういうことで、かわりに出てもらいました、彼は、原子力関係なものですから……。そういう意味では、スケジュールというのは春先に決まって、一つ一つ消化しているということでございます。

○星野委員 社長は、かわりはないというふうに明言をされておりますし、第三者委員会報告の中でも、社長の名前は出てまいりません。きょうは、経営の責任者という形で、ぜひともということでおいでいただきました。

しかし、その代理に——社長が、この委員会があるから、海外出張へ行けない、そのかわりに、ここでは、本来、一番関係のある酒井常務を代理に充てるというのは、どうしても私は理解できないのですが、ほかの方では代理は務まらない仕事なのですか。

○佐藤参考人 今のWANOというのは、事前に登録が必要になります。それから、中国ですから、国内に入るためにも、事前の申請とかがあります。そういうことがありましたので、決まったのは、もっと早い時期ですから、今回のこの委員会があるとかというスケジュールがないところです。そういうところで決めております。

○星野委員 もう一方、名前が出てくる方は、大内さんという当時の常務で、副社長を経由して退職されました。後ほど、この3名の方については、また触れたいと思います。

先ほど来お話がありました、第三者委員会が行ったことについては、第三者委員会に聞いてほしいというような趣旨のお話もあったと思うのです。

私たち委員会としても、第三者委員会の方には来ていただいて、ここで質疑をしたいと思っているのですが、議会から、正式に第三者委員会に要請が行った場合には、ぜひとも北電という立場で、議会に協力するように、第三者委員会の委員長さんにお話をさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

○高橋参考人 第三者委員会の委員長である市川委員長の判断によるものと思っておりますが、こちらの方からも要請をすることは可能かと思っております。

○星野委員 それでは、委員長、第三者委員会の市川委員長に、調査の中身についてお聞きしたいと思いますので、当委員会への参考人として呼びいただきたいと思います。

あわせて、先ほど、せっかく現職で残っておられる酒井常務、それから、退職をされました、電源立地部長の鈴木さん、同じく、退職をされました、元常務、そして前副社長の大内さん、この3名につきましても、お話しを伺いたいと思いますので、委員長におきまして、措置をよろしく願いいたします。

社長は、大変お忙しい方ですから、きょうも、たくさんの海外出張を取りやめて来ていただきました。感謝をしております。

この後、第三者委員会なり、現職、元職員を含めて、3名の方から、委員会としてお話を伺って、新しい事実が出てきた場合に、必要があった場合には、ぜひ、社長さんにももう一度、当委員会に御足労いただきたいと思いますので、お約束していただけますか。

○佐藤参考人 今の話は仮定の話なので、そのときに判断させていただきます。

○星野委員 それはそうですね。何も出てこないかもしれないですから、では、そのとおり、よろしく願いしたいと思います。

では、再発防止策ですが、いろいろと先ほどからお話を伺いました。

しかし、本当に再発防止策を講じるためには、何が起きたのかという実態、すべての全容が解明されなければ、すれ違ってしまうことも考えられると思うのです。先ほど来のお話しを聞いていますと、まず、国から、この5年間にやらせがあったか、なかったかという指示があったから、調査をしたけれども、なかったということしか言えなかった、限界があった、だから、第三者委員会に全面的に任せて調査をしてもらったと。大分細かなデータも出てまいりましたし、テーマや論点が絞られてきたと思います。

しかし、これも、やはり限界があって、指示は濃厚だけれども、特定するに至らなかったというところが随所に見られる。つまり、ここにも限界があるのです。

しかし、成果は成果ですから、今までの、国から言われての調査、あるいは今回の第三者委員会の調査報告、これらを踏まえて、本当は何があったのか、すべてを解明していくつもりはありませんか。

○高橋参考人 今回の不適切な行為に至った原因は、社内におけるガバナンスやコンプライアンス意識の不足ということであると考えております。

今回の行為に至った原因、それから、御提言いただいた再発防止策など、これらについて、速やかに組織や規範の見直しなどに取り組んで、今後の事業活動に反映させていきたいというふうに考えているところでございます。

○星野委員 本当に全容を解明するつもりであれば、まだやることはいっぱいあると思うのです。社長は、天地神明に誓って、やっていないと。それは、私も受けとめさせていただけます。

しかし、現実には、現場ではさまざまなメールが飛び交っていた。だれかが、どこかで企画し、立案し、総指揮をとっていたわけですから、その方に、なぜそういうことをしてしまったのだと。先ほど、社長は、現場の苦労というふうに言われましたけれども、その実態を解明してこそ、再発防止策に手をつけられるというふうに思うのですが、いかがですか。

○齊藤委員長 総務部企業行動室担当部長大野浩さん。

○大野参考人 ただいまの御質問でございますが、今回、第三者委員会から示された原因分析、これは、発見された資料に基づいて、詳細に調査を行っていただいたわけでございますけれども、そういった資料に基づいた原因分析と、御提言いただいた再発防止策、こういったところに、我々、会社として改めるべき点は含まれているというふうに考えてございます。

○星野委員 これからまた、さらに中身になりますが、先ほど、遠藤委員も指摘をされておりましたが、処分が極めて甘いという道民世論は社長は御存じですか。もし、知っているなら説明していただきたいし、知らなかったら、それは、ちょっと余りにも世間の世論について疎いというふうに指摘をされると思うのですが、いかがですか。

○高橋参考人 済みません。処分が甘いという報道があったということで、よろしいのでしょうか。

○星野委員 報道があったということだけではなくて、遠藤委員も、地元に戻れば、複数の人から言われている、私も、周りでいろいろ言われている。つまり、報道されているからとかではなくて、道内で、発表された4名の方の30%、3カ月減給以下の処分というものは、起こしてしまった事態に比べて、少し甘過ぎるのではないかという世論が、道民の声がありますけれども、これらを承知していますか。承知しているとしたら、その声にこたえていただきたいと思えます。

○佐藤参考人 恐らく、私が、当事者なので、周りの人間は気を遣って、そういうことに触れていないのだと思えます。ちょっと疎くなっております。申しわけないです。

○星野委員 大変聞きづらいというか、みんなが知りたいところなのですが、30%減給というのは、社長としての報酬は幾らで、30%というのは、月々幾らのペナルティーに当たるのか、差し支えなければ、お話をいただきたいと思えます。

○高橋参考人 役員個々の報酬の額について、この場でお答えすることは控えさせていただきます。

○星野委員 その理由をお聞かせください。

○高橋参考人 法令上、必要な報酬の額については、有価証券報告書等に記載していると

おりでございます。

○星野委員 一般的に、あなたは幾らもらっているのですかというふうに、卑俗な興味で聞いているのじゃないのですよ。処分が甘かったのじゃないかという話があるものですから、30%というの、こんなにたくさんのペナルティーなんだよということで、額を答えていただきたい。今、有価証券報告書に記載されているというのであれば、この場で答えていただいても構わないのじゃないですか。

○高橋参考人 有価証券報告書には、年額の、役員全員の総額の開示をしております。法律上、開示が義務づけられているのは総額についての記載でございます。

○星野委員 これだけのことをしたから、これだけの処分をみずからに課すという割には、その額も話せないというのでは、到底、納得はできないと思います。

かつて、議会の本会議場でも、さまざまな会派からも議論がありましたが、まさに公益事業者としての責任を放棄したに等しい不正行為を起こした以上、責任者としてのけじめは職を辞することというふうに私は思いますが、いかがですか。

○佐藤参考人 先ほど、きちっと処分をしておりますから——処分をしておりますので、その処分ですなというふうに思っております。

これは、同じことを聞かれていることだと思いますので……。

○星野委員 この問題は、後ほどもう一度触れます。

プルサーマル計画及び1、2号機の再稼働についてですが、一連の不正工作の発覚は、こうしたプルサーマルあるいは再稼働問題にどのような影響を及ぼしているというふうに考えておられますか。

○斉藤委員長 理事原子力部長阪井一郎さん。

○阪井参考人 1、2号機の再稼働、それから、プルサーマルへの影響でございますが、まず、プルサーマルにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、現在においても、MOX燃料の加工については見合わせている状況でございます。

したがって、この先の見通しは全くついていないというふうな状況でございます。

また、1、2号機への影響でございますが、少なからず影響があると思っておりますけれども、いわゆるストレステストも、まだ報告していない状況でございますので、現時点では、こちらのほうについても、全く明確な見通しは持っておりません。

○星野委員 先月、9月7日でしたか、北電の皆さんに来ていただいて質疑をしたときに、3月11日以降、日もたっていないうちに、MOX燃料の加工に関する手続を、何事もなかったかのように行うのはおかしいのではないかという質問をさせていただきました。そのとき、北電の皆さんからは、メロックス社という、委託をしている会社との契約があるので、契約履行上、今、手続をしないと、次はいつになるか、わからないから、やったのだという話をされていたのですが、今の説明とちょっと整合性がないような気がするのですが、いかがですか。

○阪井参考人 5月の時点での状況と今の状況でございますけれども、5月の時点では、メロックス社の工場の状況が北電のMOX燃料を加工できる状態にありましたので、したがって、北電といたしましても、当時、まだ、現在のような、このような不適切な行為ということは認識しておりませんでしたので、メロックス社との関係で、契約上、手続を進めた、それに基づいて、国に輸入燃料体検査申請をしたところでございます。

現時点におきましては、今回の我々の不適切な行為が発覚しております。私どもは、これから、道民の皆様のご信頼を回復していかねばなりませんので、こちらは、私どもから、燃料の確保について延期を申し出たところでございます。

○星野委員 5月の時点では不正工作が発覚していなかったから、淡々とやろうとされていた、しかし、その後、このことが世に明らかになったわけですね。たまたま明らかになったのですけれども、もし明らかにならなかつたら、告発がなくて、明らかにならなかつたら、皆さんの中には、自分もやったのだけれどもなという意識を多くの方が持ちながら、今、淡々とプルサーマルを進められているとしか受けとめられません。

この報告書の中では、随所に、プルサーマル計画をめぐるさまざまな手続における不正行為が指摘をされておりますので、プルサーマル計画推進の根拠は、すべて覆されたと思います。この際、一度立ちどまる、あるいは整理をするのではなく、プルサーマル計画そのものを白紙撤回すべきだということを明言されるべきだと思いますが、いかがですか。

○阪井参考人 プルサーマルの推進につきましては、道、地元4町村から事前了解をいただいているところでございますが、地元の事前了解におかれましては、これらのシンポジウムだけではなく、専門の検討委員会等の議論も踏まえて、事前了解をいただいたものと思っております。

また、現在、北海道におかれましても、私どもの不適切な行為についての影響を調査されると伺っております。いま一度立ちどまって整理していきたいということでございます。

○星野委員 道の関与について、1点だけ伺います。

報告では、道の関与は否定しがたいというふうになっております。現時点におきましては、北電の見解と道の見解が百八十度異なりますが、このことについて、どのように考えておられますか。

○高橋参考人 私どもは、第三者委員会の調査報告を受け入れているわけですが、社外との関係につきましては、私どものほうからコメントすることは控えさせていただきたいと考えております。

○星野委員 第三者委員会の報告をすべて受け入れるということは、これは既に第三者委員会の報告ではなくなっていて、一字一句、つけ加えたり削除したりをすることはないけれども、これは既に北電としての今回の見解というふうになるわけですよ。

ところが、先ほどから聞いていると、どうも、第三者委員会のものを全面的に受け入れたのだから、聞きたいことがあったら、そっちに聞いてくれ、あるいは、国に対しても、それをそのまま持っていったのだから、北電としては言うことはこれ以上はないというのは、逆に、どうも、第三者委員会に責任を転嫁しているように聞こえてなりません。その点は、今後、十分御注意いただきたいし、報告をされただけでなく——一つ聞きます。

弁護士チームあるいは第三者委員会が、さまざまな削減をされたデータを復元したというふうには聞いていますが、調査対象、期間を限定していますし、あるいは膨大なゆえに、すべてを解析、分析されてはいないと思うのです。その資料は、今、社内文書として保管をされているのでしょうか。

○大野参考人 第三者委員会におかれて発見されました資料につきましては、まだ第三者委員会の手元でございます。

○星野委員 第三者委員会というのは、まだ解散していないのですか。

○大野参考人 まだ、道の関係とかが残ってございますので、第三者委員会の先生には、引き続き委員を継続していただいている状態でございます。

○星野委員 きょうは、この件については議論しませんけれども、2000年問題についても、本来、少し時間があれば議論をしたかったところです。これは、きょう、道のほうから、事前の委員会の中で、北電は調査したけれども、大分前の話なので、記憶があいまいだということが多かったと言われてはいますが、場合によっては、古い話ですけれども、データとして復元された中に入っている可能性もあると思いますので、必要によっては、場合によっては、今後、そのデータの御開示を御要請することもあるかと思っておりますので、御承知おきいただきたいと思っております。

さて最後に、再発防止と北電の体質の改善問題であります。

きょうの委員会への出席をめぐり、御当人を目の前にして恐縮であります。社長の態度は二転三転をされました。最初は、出る必要はないのではないかと。次は、条件を整えば出る——非公開とか幾つか言われたようです。それが受け入れられないとなると、今度は出てくる。こういうふうには、何か、相手を見て、初め、自分は否定的なことを言うけれども、相手がそれを受け入れないと、次々と態度を変えていく。これは、このこと一つをとっても、北電の体質というのは、今もって昔と変わらないのではないかとこのように私は思わざるを得ません。

東日本大震災を契機として、日本のエネルギー政策が今大きく変わろうとしております。原子力を中心としたエネルギー政策から、原子力に依存をしない、再生可能エネルギーなどの比率を高めていく、そうしたコンセンサスができつつありますし、いろいろな議論もされている、そうしたときに、北海道電力の皆さんというのは、非常に大切な役割を果たされることになるのです、そういう社会をつくっていくためには。

ですから、本来、北電は、道民と一緒に、あるいは道民の期待にこたえるような企業として生まれ変わらなければならないわけです。

1号機、2号機の再稼働問題も、現実問題としては避けて通ることはできません。私自身は、再稼働には否定的な考えを持っておりますが、議論そのものを拒むつもりはありません。

しかし、今の体質が変わり、北電がしっかりと生まれ変わったということが検証されない限り、議論以前の問題であるということは言うておかなければなりません。北電が変わることが、すべての始まりなのです。

いいですか、佐藤社長、まじめに働いている北電社員の皆さん、あるいは、北海道電力に大きな期待を寄せている道民の皆さん、そして、北海道の将来のためにも、今、北海道電力が本当に血を入れかえるような気持ちで出直しをしていただくことが求められているのです。

きょうで終わったわけではなくて、きょうからいろんな議論が始まっていくと思っておりますけれども、その時点で新しい事実が出てきて、これはまずいというので、追われるように職を辞するなどということになってしまったら、これは、せつかくの北海道電力再生のチャンスが失われてしまうことになるのです。今こそ——先ほどは辞職問題を処分の問題では言いましたけれども、処分の重軽ではなくて、北海道電力が今生まれ変わるということを示すためにも、社長を含む経営陣の総入れかえを決断されるべきだと思っておりますが、いか

がでしょうか。

○佐藤参考人 私どもは、年に1回の株主総会がありまして、そこで信任を受けております。今回のこともございますけれども、安定供給という供給責任を持っております。

そういうもろもろの責任を果たすということで、我々は任命されているというふうに考えております。ですから、今回のことを、きちっと道民に理解されるような、信頼されるようにすることももちろん大切だと思いますけれども、それ以外のことも含めて、私には責任がある、そういうふうと考えております。

○星野委員 先ほど私が申し上げたことの繰り返しになりますが、きょうですべてが終わるわけではありません。第三者委員会への参考人招致の措置の要求をいたしました。当時かかわっていた、第三者委員会が指摘をされている3名の皆さんについても要求をいたしました。社長は、仮定の話なので、今は申し上げられないけれども、場合によっては出てきていただくことにもなろうかと思えます。

やっぱり、全容を解明しないと、うみを出し切るというお話がありましたけれども、どこまでがうみなのか、わからないような状況が今続いておりますので、徹底的な議論、説明が求められます。その意味では、第三者委員会報告の中にも指摘をされております資源エネルギー庁の担当者の方にもぜひ話を伺いたいと思えますので、あわせて、委員会への参考人招致の措置を求めまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

(後段省略)